

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第九十号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）を実施するため、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行細則を次のように定める。

昭和二十五年十二月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行細則

（申請による強制譲渡）

第一條 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政

昭和二十五年十二月一日
外 金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五碼

令第二百八十八号。以下「令」という。）第二條第一項第四号の申請を書面によりしよとする者は、様式第一号による申請書を、市町村農地委員会に提出しなければならぬ。

2 前項による申請を口頭をもつてしたときは、市町村農地委員会は、その調書を第一号様式に準じ作らなければならぬ。

（強制譲渡該当物件等の公告の要領）

第二條 市町村農地委員会は、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令（昭和二十五年政令第三百十七号。以下「施行令」という。）第二條第一項の公告をしようとするときは、様式第二号によらなければならぬ。

（所有者にする通知に代える公告要領）

第三條 市町村農地委員会が施行令第二條第二項の通知

ができないときで通知に代える公告をしようとするときは、様式第三号によらなければならない。

（担保権者にする通知及び報告書）
第四條 市町村農地委員会が施行令第四條第三項（第九條第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、様式第四号によらなければならない。

2 市町村農地委員会が前項の通知をしたときは、その寫とともに様式第五号により、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行規則（昭和二十五年農林省令第百十九号。以下「施行規則」という。）第五條の報告をしなければならない。

（対價の支払又は供託の報告書）

第五條 当該土地物件又は権利を譲り受けるべき者が施行規則第八條の報告をしようとするときは、様式第六号によらなければならない。

（経営面積例外の認可申請書）

第六條 市町村農地委員会が施行令第八條第二項の規定

による認可を受けようとするときは、様式第七号により、又同條第三項の規定による認可を受けようとするときは、様式第八号により、それぞれその申請書を知事に提出しなければならない。

（未墾地等の上にある物件収去認可申請書）
第七條 令第二條第一項但書の命令で定めるもので自作農創設特別措置法第三十條第一項に掲げる物件につき、施行令第十條第四項の規定による物件収去の認可を受けようとするときは、様式第九号による申請書を知事に提出しなければならない。

（農地等の價格の例外認可申請書）

第八條 市町村農地委員会が施行令第十四條第六項の規定による認可を受けようとするときは、様式第十号により、又同條第十項の規定による認可を受けようとするときは、様式第十一号によりそれぞれ、その申請書を知事に提出しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令第二條第一項第四号の規定による申請書

次の農地（又は牧野）につき、強制譲渡計画を作成されたく、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令第二條第一項第四号の規定により申請する。

昭和 年 月 日

住所 氏 名

市町村農地委員会 御中

記

- 一 譲渡すべき農地（又は牧野）の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 譲渡すべき土地の上に現に当該土地の使用収益をなす者以外の者の有する永小作権、地上権、賃借権又は使用貸借による権利で耕作、採草又は家畜の放

牧を目的とするものがあるときは、その内容並びに当該権利を有する者の氏名又は名称及び住所

様式第二号

××村（市、町、地区）農地委員会公示第 号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第百八十八号）第二條第一項第 号（第 号、第 号及び第 号）に該当する農地又は牧野（土地物件又は権利）があるので、同政令施行令（昭和二十五年政令第三百十七号）第二條第一項及び第十七條の規定により、次のように公示する。

昭和 年 月 日

××村（市、町、地区）農地委員長 氏名

- 一 当該農地又は牧野（土地物件又は権利）は、別冊をもつて表示し、××村（市、町）事務所へ置く。
- 二 当該別冊の縦覧期間は、この公示の日から起算して三箇月間とする。

様式第三号

××村(市、町、地区)農地委員会公示第 号

次の者に対し、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令(昭和二十五年政令第三百十七号)第二條第二項の規定による通知ができないので、この通知に代えるために公示する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員長 氏名 印

一 譲渡すべき土地、物件又は権利の所有者の氏名又は名称及び住所

二 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令第二條第一項第一号又は第二号に掲げる小作地又は小作牧野の場合には、その所有者の所有するすべての小作地又は小作牧野の所在、地番、地目(土地台帳の地目が現況と異なるときは、土地台帳の地目及び現況による地目)及び面積(市町村農地委員会が土地台帳に登録され

た地積を著しく不相当と認め別段の面積を定めたときは、その面積)並びに譲渡すべき小作地又は小作牧野の面積

第三号、第四号又は第六号に掲げる土地の場合には、当該土地の所在、地番、地目及び面積

第五号に掲げる土地物件又は権利の場合には、土地についてはその所在、地番、地目、面積及び利用区分、立木についてはその所在、樹種及び数量、建物、その他の工作物についてはその所在及び建坪数、権利についてはその内容

三 譲渡すべき土地物件又は権利の上に施行令第十三條第一項第二号又は第三号に規定する権利があるときは、その内容並びに当該権利を有する者の氏名又は名称及び住所

四 施行令第十四條の規定により算出した譲渡すべき土地等の額及び前号の権利で同條第二項又は第三項に規定するものがあるときは、これらの規定により算出したその額

五 その他必要な事項

様式第四号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第四

條第三項(第九條第二項)の規定による通知書

貴殿が先取特権(質権又は抵当権)を有する左記土地物件(又は権利)につき別添譲渡計画書寫の通り譲渡計画をたてたので、当該土地物件(又は権利)の対価を供託することに関し、その可否を、この通知を発送した日から一箇月以内に鳥取縣知事に届け出なければならぬ。

右通知する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員長 氏名 印

住所 氏 名 殿

様式第五号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行規則第

五條の規定による報告書

右の件に関し、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第四條第三項(第九條第二項)の規定による通知をしたので、次のように報告する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員長 氏名 印

鳥取縣知事 氏 名 殿

記

通知した者の住所 氏名	通知の時期	通知の方法	当該担保権の種類	備考

様式第六号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行規則第八條の規定による報告書

右の件に関し、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第十一條の規定による対價の支払(又は供託)をしたので、次のように報告する。

昭和 年 月 日

住所 氏 名 印

鳥取縣知事 氏 名 殿

記

土地表示	対價の支払又は供託の別	対 價 支 払 方 法	対價の支払又は供託の時期	備考

様式第七号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第八條第二項の規定による認可並びに農地調整法第四條第二項第二号但書の規定による認可申請書

次の農地(採草地又は放牧地)の所有権の取得については、その耕作(養畜)の業務が適正且つ、効率的であると認められるので、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第八條第二項並びに農地調整法第四條第二項第二号の規定による認可方併せて申請する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員長 氏名 印

鳥取縣知事 氏 名 殿

記

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 当該土地の状況

三 申請者の状況

所在地番	地目	面積	利用状況	普通	備考
	台帳現況			收穫高	
住所					
氏名	職業	その世帯の状況			
業別	性年	所有する農地面積	耕作している農地面積	採草地、放牧地、採草	備考
令	無				

- 四 耕作(養畜)の業務を適正且つ、効率的であると認める事由の詳細
- 五 その他必要な事項

様式第八号

(権利取得後の面積の合計が認可を要するとき。)

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第八條第三項の規定による認可並びに農地調整法第四條第二項第三号書の規定による認可申請書

次の農地(採草地又は放牧地)の所有権の取得については、相当と認められるので自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第八條第三項並びに農地調整法第四條第二項第三号但書の規定による認可方併せて申請する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員長 氏名 印

鳥取縣知事 氏 名 殿

記

- 一 申請者及び契約の相手方の氏名及び住所
- 二 当該土地の状況

00689

所在地番 地目 面積 利用状況 普通 收穫高 備考	当事者住所		世帯の状況	その世帯に おいての 耕作地 の有無	その世帯 に おいて 耕作し て いる 面積	その世帯 に おいて 耕作し て いる 面積	その世帯 に おいて 耕作し て いる 面積
	氏名	職業年 別令 有無					

四 契約締結の事由及びその内容

三 契約当事者の状況

五 認可申請をする事由の詳細

六 その他必要な事項

(権利取得後の面積の合計が農地調整法第四條第二項第三号の規定には抵触しないが、譲渡に関する政令施行令第八條第三項の認可を要するとき。)
(註)前記様式中、題名及び本文の「農地調整法第四條第二項第三号但書の規定」を削除し、申請書を作成する。

様式第九号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第十條第四項の規定による認可申請書

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受け
るべき土地の譲渡に関する政令施行令第十條第四項の
規定により左記物件の収去につき、認可方申請する。

昭和 年 月 日

住所 氏 名 印

鳥取縣知事 氏 名 殿

記

一 収去の物件が立竹木であるときは、その所在、種
別及び数量、建物その他の工作物であるときは、そ
の所在及び建坪数

二 当該物件収去の事由

三 当該物件収去の時期

四 その他必要な事項

00690

様式第十号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第十條第六項の規定による認可申請書

次の土地(又は区域)につき、自作農創設特別措置
法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關
する政令施行令第十四條第六項による貸賃價格に代る
べき價格を定めたいので、認可方申請する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員長 氏名印

鳥取縣知事 氏 名 殿

記

一 当該土地の所在、地番、地目及び面積(又は区域)

二 当該貸賃價格に代るべき價格を定めようとする事
情の詳細

三 定めようとする價格

四 價格の決定方法

五 その他必要な事項

様式第十一号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令第十條第十項の規定による認可申請書

次の土地につき自作農創設特別措置法及び農地調整
法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令
第十四條第七項の規定による農林大臣の承認を受けた
いので同令同條第十項の規定により、認可方申請する。

昭和 年 月 日

××村(市、町、地区)農地委員長 氏名印

鳥取縣知事 氏 名 殿

記

一 算定方法に代る算定方法を定めようとする土地の
範囲

二 代るべき算定方法を定めようとする事情の詳細

三 代るべき算定方法の決定方法

四 その他必要な事項